奈良市公報

第 219 号

平成19年４月１日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

条 例
○職員の懲戒免除等に関する条例を廃止する条例…… 1
○奈良市行政財産使用料条例の一部を改正する条例…… 2
○合衆国軍隊の構成員等の所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び２輪の小型自動車に対する軽自動車税の徴収の特例に関する条例を廃止する条例…… 2
規 則
○奈良市庁舎管理規則の一部を改正する規則…… 2
告 示
○一般競争入札の実施…… 2
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始…… 3
○平成19年度土地価格等縦覧帳簿等の縦覧期間等…… 4
○地籍調査の地図及び簿冊の作成…… 4
○放置自転車等の保管…… 4
○住居番号の設定…… 4
○放置自転車等の保管…… 5
○道路の位置指定…… 5
○東部第１地区農業集落排水処理施設の供用開始…… 5
○予防接種の実施の一部改正…… 5
○日本脳炎予防接種の実施の一部改正…… 5
○放置自転車等の処分…… 5
○放置自転車等の保管…… 5
○奈良市埋蔵文化財発掘調査費補助金交付要綱を廃止する告示…… 6
○放置自転車等の保管（２件）…… 6
○道路の位置指定…… 6
○平成18年度介護保険料決定通知書の公示送達（４件）…… 6
○平成18年度介護保険料第６期分の督促状の公示送達… 8
○都市計画地区計画の変更…… 8
○放置自動車の処分等…… 8
○放置自転車等の保管…… 8
○指定自立支援医療機関の指定…… 8
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…… 9
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定（２件）…… 9
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出……10
○予防接種の実施の一部改正……11
○日本脳炎予防接種の実施の一部改正……11
○放置自転車等の保管……11
○平成18年度奈良市一般会計補正予算等の要領……11
○放置自転車等の保管……20
○開発行為に関する工事の完了（２件）……20
○奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示……20
○開発行為に関する工事の完了……21
○都市計画道路の変更（２件）……21
○放置自転車等の保管……22
○一般競争入札の実施……22
○放置自転車等の保管……23
○保存樹の指定……23
監 査
○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……23
公 営 企 業
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定……23
教 育 委 員 会
○奈良市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令……24
○奈良市指定文化財の指定……24
○奈良市指定文化財の指定の一部改正……24
○奈良市立狭川幼稚園の休園……24
○奈良市立小学校通学区域についての一部改正……24
○奈良市立中学校通学区域についての一部改正……25
選挙管理委員会
○選挙権を有する者の総数の50分の１の数等……25
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の３分の１の数……25
○選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧（２件）……25
農 業 委 員 会
○農地部会の招集……25

条 例

職員の懲戒免除等に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成19年３月15日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第１号

職員の懲戒免除等に関する条例を廃止する条例

職員の懲戒免除等に関する条例（昭和27年奈良市条例第13号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成19年３月15日掲示済）

奈良市行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年３月15日

奈良市長　藤　原　　昭

奈良市条例第２号

奈良市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

奈良市行政財産使用料条例（昭和49年奈良市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第４条に次の２項を加える。

３　広告物を表示し、又は掲出するために土地又は建物を使用する場合の使用料は、前２項の規定にかかわらず、当該土地又は建物の価格、使用場所等を勘案して市長が定める額とする。

４　土地又は建物以外の行政財産の使用料は、当該行政財産の価格、耐用年数等を勘案して市長が定める額とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成19年３月15日掲示済）

合衆国軍隊の構成員等の所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び２輪の小型自動車に対する軽自動車税の徴収の特例に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成19年３月15日

奈良市長　藤　原　　昭

奈良市条例第３号

合衆国軍隊の構成員等の所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び２輪の小型自動車に対する軽自動車税の徴収の特例に関する条例を廃止する条例

合衆国軍隊の構成員等の所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び２輪の小型自動車に対する軽自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和28年奈良市条例第５号）は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成19年３月15日掲示済）

規　　則

奈良市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年３月15日

奈良市長　藤　原　　昭

奈良市規則第３号

奈良市庁舎管理規則の一部を改正する規則

奈良市庁舎管理規則（昭和42年奈良市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第７条第２号中「又は公用を目的とする」を「若しくは公用を目的とする広告物又は市と契約して掲示される広告物」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成19年３月15日掲示済）

告　　示

奈良市告示第100号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

平成19年３月１日

奈良市長　藤　原　　昭

１　入札に付する事項

第11号市営住宅建替工事（C－１工区）ほか５件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

⑴　平成18年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

⑵　本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

⑶　工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。

⑷　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑸　本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

３　設計図書等を示す日時及び場所

⑴　日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第３号）に規定する市の休日を除く。）の午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

⑵　場所

告示日から平成19年３月６日までは閲覧コーナー、同月７日以降は監理課窓口

４　入札の場所

奈良市役所入札室

５　入札の日時

別表のとおり

６　入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第４条に定める所定

の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第２項第２号に該当する場合は、これを免除します。

7　郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

⑴　入札に参加する資格のない者のした入札
⑵　郵便、電報又はファクシミリ等による入札
⑶　入札書に記名押印のない入札
⑷　入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
⑸　入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
⑹　同一入札について入札者又はその代理人によりなされた２以上の入札
⑺　入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
⑻　入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
⑼　入札金額を訂正した入札
⑽　その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8　郵便入札に関する事項

⑴　入札書の郵送方法　一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
⑵　入札書の到達期限　平成19年３月13日
⑶　入札書の送付先　奈良市役所内郵便局留
⑷　郵便入札の無効

ア　入札に参加する資格のない者のした入札
イ　入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
ウ　同一の入札参加者が２通以上の入札書を提出した入札
エ　入札書に記名押印のない入札
オ　入札金額を訂正した入札
カ　入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
キ　入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
ク　直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

9　入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年３月６日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

10　入札参加資格の審査及び決定

⑴　審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

⑵　入札参加者の決定通知

平成19年３月７日までに入札参加申請者に通知します。

11　その他

⑴　その他の詳細は、入札者心得によります。
⑵　上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
⑶　問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目１番１号
奈良市総務部監理課工事入札係
電話　0742－34－4743

別表省略

（平成19年３月１日掲示済）

奈良市告示第101号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第９条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成19年３月１日から２週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成19年３月１日

奈良市公共下水道管理者
奈良市長　藤　原　　昭

1　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成19年３月15日

2　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市押熊町、秋篠町、中山町、菅原町、法華寺町、北永井町及び東九条町の各一部

3　供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起点	終点
中山幹線－67	奈良市押熊町９－９	奈良市押熊町６
中山幹線－68	奈良市押熊町17	奈良市押熊町５
押熊第２幹線－43	奈良市秋篠町1567－７	奈良市中山町1750－２
押熊第２幹線－44	奈良市中山町1765－24	奈良市中山町1765－30
押熊第２幹線－45	奈良市中山町1779－１	奈良市中山町1779－２
押熊第２幹線－46	奈良市中山町1774－６	奈良市中山町1774－７
押熊第２幹線－47	奈良市中山町1774－６	奈良市中山町1774－６

押熊第２幹線－48	奈良市中山町1765－４	奈良市中山町1765－１
押熊第２幹線－49	奈良市中山町1772－１	奈良市中山町1772－１
あやめ池南幹線－451	奈良市菅原町302－２	奈良市菅原町302－２
都跡幹線－279	奈良市法華寺町278－４	奈良市法華寺町281－７
明治幹線－231	奈良市北永井町501－２	奈良市北永井町503
大安寺第１幹線－208	奈良市東九条町1373－１	奈良市東九条町1373－１

４　供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
　分流式
５　終末処理場の位置及び名称
　大和郡山市額田部南町160番地　奈良県浄化センター

（平成19年３月１日掲示済）

奈良市告示第102号

平成19年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間、縦覧場所等を地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第３項及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第85条第２項の規定により、次のとおり公示します。

平成19年３月１日

奈良市長　藤　原　　昭

１　縦覧の期間
　平成19年４月２日から同年５月１日まで
　ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
２　縦覧の時間
　午前９時00分から午後５時00分まで
３　縦覧の場所
　奈良市二条大路南一丁目１番１号
　奈良市役所　東棟２階　資産税課

（平成19年３月１日掲示済）

奈良市告示第103号

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第１項の規定により次のとおり公告し、当該地図及び簿冊を一般の閲覧に供します。

平成19年３月１日

奈良市長　藤　原　　昭

１　閲覧を実施する者の名称
　奈良市
２　閲覧地域
　奈良市荻町の一部地域
３　地図及び簿冊の名称
　地籍図、地籍簿
４　閲覧期間
　平成19年３月１日から平成19年３月20日まで
５　閲覧場所
　奈良市都祁行政センター業務課（奈良市針町2176番地）

（平成19年３月１日掲示済）

奈良市告示第104号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第９条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第１項の規定により告示します。

平成19年３月１日

奈良市長　藤　原　　昭

１　移動理由
　自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
２　移動年月日
　平成19年３月１日
３　移動対象区域
　近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
４　保管場所
　奈良市大安寺西二丁目288－１
　奈良市自転車等保管施設
５　引取期間
　移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第３号）第１条第１項に規定する市の休日（毎月の第２及び第４土曜日を除く。）を除く。
６　引取時間
　午前９時から午後４時30分まで
７　引取りのための必要事項
⑴　印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
⑵　次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
　ア　移動費　2,000円
　イ　保管費　1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
８　連絡先
　奈良市市民生活部市民安全室地域安全課
　電話0742－34－1111代表

（平成19年３月１日掲示済）

奈良市告示第105号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第３条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第３条第４項の規定により告示します。

平成19年３月２日

奈良市長　藤　原　　昭

次のとおり省略

（平成19年３月２日掲示済）

奈良市告示第106号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第９条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第１項の規定により告示します。

平成19年３月２日

奈良市長　藤　原　　昭

１　移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

２　移動年月日

平成19年３月２日

３　移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成19年３月２日掲示済）

奈良市告示第107号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成19年３月２日

奈良市長　藤　原　　昭

申請者住所	生駒市東生駒一丁目32番地
申請者氏名	大陽興産株式会社 代表取締役　桑原　富夫
道路の位置	奈良市二名三丁目963番地の５の一部
道路の幅員	最大4.0m　最小4.0m
道路の延長	6.00m
指定年月日	平成19年３月２日
指 定 番 号	第18023号

（平成19年３月２日掲示済）

奈良市告示第108号

東部第１地区農業集落排水処理施設の供用を開始するので、奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）第４条の規定に基づき次のとおり告示します。

なお、関係図書は、平成19年３月５日から２週間、本市都市整備部東部下水道課に備え置いて縦覧に供します。

平成19年３月５日

奈良市長　藤　原　　昭

１　供用を開始する年月日

平成19年３月28日

２　汚水を排除し、処理する区域

奈良市大柳生町、阪原町、須川町、狭川両町、西狭川町、狭川東町及び下狭川町の各一部

（平成19年３月５日掲示済）

奈良市告示第109号

平成18年奈良市告示第164号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成19年３月６日

奈良市長　藤　原　　昭

次のよう省略

（平成19年３月６日掲示済）

奈良市告示第110号

平成18年奈良市告示第405号（日本脳炎予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成19年３月６日

奈良市長　藤　原　　昭

次のよう省略

（平成19年３月６日掲示済）

奈良市告示第111号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第３項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第５条の規定により告示します。

平成19年３月６日

奈良市長　藤　原　　昭

１　処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

２　処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288－１

奈良市自転車等保管施設

３　処分年月日

平成19年３月20日

４　処分対象自転車等の移動年月日

平成18年12月１日、同月４日から同月６日まで、同月８日、同月11日から同月15日まで、同月17日、同月19日、同月21日から同月22日まで、同月27日

（平成19年３月６日掲示済）

奈良市告示第112号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第９条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第１項の規定により告示します。

平成19年３月６日

奈良市長　藤　原　　昭

１　移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

２　移動年月日

平成19年３月５日

3　移動対象区域
　近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

（平成19年３月６日掲示済）

奈良市告示第113号

奈良市埋蔵文化財発掘調査費補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成19年３月７日

奈良市長　藤　原　　昭

奈良市埋蔵文化財発掘調査費補助金交付要綱を廃止する告示

奈良市埋蔵文化財発掘調査費補助金交付要綱（平成３年奈良市告示第106号）は、廃止する。

附　則

この告示は、平成19年４月１日から施行する。

（平成19年３月７日掲示済）

奈良市告示第114号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第９条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第１項の規定により告示します。

平成19年３月７日

奈良市長　藤　原　　昭

1　移動理由
　自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
2　移動年月日
　平成19年３月７日
3　移動対象区域
　近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

（平成19年３月７日掲示済）

奈良市告示第115号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第９条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第１項の規定により告示します。

平成19年３月８日

奈良市長　藤　原　　昭

1　移動理由
　自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
2　移動年月日
　平成19年３月８日
3　移動対象区域
　ＪＲ奈良駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

（平成19年３月８日掲示済）

奈良市告示第116号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成19年３月８日

奈良市長　藤　原　　昭

申請者住所	奈良市中山町1606番地の７
申請者氏名	株式会社　相光 代表取締役　相川　ちづ子
道路の位置	奈良市西大寺新田町2566番地の一部、2568番地の９及び2568番地の12
道路の幅員	最大4.40m　最小4.00m
道路の延長	38.50m
指定年月日	平成19年３月８日
指 定 番 号	第18020号

（平成19年３月８日掲示済）

奈良市告示第117号

平成18年度介護保険料決定通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成９年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、保健福祉部介護保険室介護総務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があれば、いつでも交付します。

平成19年３月９日

奈良市長　藤　原　　昭

1　この決定通知書の発送年月日	平成18年６月15日		
2　この公示送達により変更する納期限	変更前	第１期分	平成18年６月30日
		第２期分	平成18年７月31日
		第３期分	平成18年８月31日
		第４期分	平成18年10月２日
		第５期分	平成18年10月31日
		第６期分	平成18年11月30日
		第７期分	平成18年12月25日
		第８期分	平成19年１月31日
		第９期分	平成19年２月28日
		第10期分	平成19年４月２日
		第１期分	平成19年４月２日
		第２期分	平成19年４月２日
		第３期分	平成19年４月２日

	変更後	第４期分	平成19年４月２日
		第５期分	平成19年４月２日
		第６期分	平成19年４月２日
		第７期分	平成19年４月２日
		第８期分	平成19年４月２日
		第９期分	平成19年４月２日
		第10期分	平成19年４月２日
３ 送達を受けるべき者	別紙のとおり		

別紙省略

（平成19年３月９日掲示済）

奈良市告示第118号

平成18年度介護保険料決定通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成９年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、保健福祉部介護保険室介護総務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があれば、いつでも交付します。

平成19年３月９日

奈良市長 藤 原 昭

１ この決定通知書の発送年月日	平成18年７月20日		
２ この公示送達により変更する納期限	変更前	第２期分	平成18年７月31日
		第３期分	平成18年８月31日
		第４期分	平成18年10月２日
		第５期分	平成18年10月31日
		第６期分	平成18年11月30日
		第７期分	平成18年12月25日
		第８期分	平成19年１月31日
		第９期分	平成19年２月28日
		第10期分	平成19年４月２日
	変更後	第２期分	平成19年４月２日
		第３期分	平成19年４月２日
		第４期分	平成19年４月２日
		第５期分	平成19年４月２日
		第６期分	平成19年４月２日
		第７期分	平成19年４月２日
		第８期分	平成19年４月２日
		第９期分	平成19年４月２日
		第10期分	平成19年４月２日
３ 送達を受けるべき者	別紙のとおり		

別紙省略

（平成19年３月９日掲示済）

奈良市告示第119号

平成18年度介護保険料決定通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成９年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、保健福祉部介護保険室介護総務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があれば、いつでも交付します。

平成19年３月９日

奈良市長 藤 原 昭

１ この決定通知書の発送年月日	平成18年12月15日		
２ この公示送達により変更する納期限	変更前	第７期分	平成18年12月25日
		第８期分	平成19年１月31日
		第９期分	平成19年２月28日
		第10期分	平成19年４月２日
	変更後	第７期分	平成19年４月２日
		第８期分	平成19年４月２日
		第９期分	平成19年４月２日
		第10期分	平成19年４月２日
３ 送達を受けるべき者	別紙のとおり		

別紙省略

（平成19年３月９日掲示済）

奈良市告示第120号

平成18年度介護保険料決定通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成９年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、保健福祉部介護保険室介護総務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があれば、いつでも交付します。

平成19年３月９日

奈良市長 藤 原 昭

１ この決定通知書の発送年月日	平成19年１月18日		
２ この公示送達により変更する納期限	変更前	第８期分	平成19年１月31日
		第９期分	平成19年２月28日
		第10期分	平成19年４月２日
		第８期分	平成19年４月２日

	変更後	第９期分	平成19年４月２日
		第10期分	平成19年４月２日
３　送達を受けるべき者	別紙のとおり		

別紙省略

（平成19年３月９日掲示済）

奈良市告示第121号

平成18年度介護保険料第６期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成９年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、保健福祉部介護保険室介護総務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があれば、いつでも交付します。

平成19年３月９日

奈良市長　藤　原　　昭

１　この督促状の発送年月日	平成18年12月19日		
２　この公示送達により変更する納期限	変更前	第６期分	平成18年12月25日
	変更後	第６期分	平成19年４月２日
３　送達を受けるべき者	別紙のとおり		

別紙省略

（平成19年３月９日掲示済）

奈良市告示第122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第19条第１項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更しましたので、同法第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市計画部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成19年３月９日

奈良市長　藤　原　　昭

１　変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画

押熊町西地区地区計画

２　変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市押熊町及び東登美ヶ丘五丁目の各一部

（平成19年３月９日掲示済）

奈良市告示第123号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成８年奈良市条例第14号）第14条第４項の規定により廃物として認定した放置自動車を同条例第16条第１項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。

平成19年３月９日

奈良市長　藤　原　　昭

１　放置場所

１号物件	奈良市尼辻北町地内（市道中部第549号線上）

２　自動車の種類等

区分	メーカー	車名	形式	色	登録番号	車台番号
１号物件	トヨタ	カリーナ	普通自動車	白	大阪78ほ1967	ST170－7117677

３　処分年月日

平成19年３月23日

４　処分等の内容

廃棄処分

５　連絡先

建設部土木管理課　電話　0742－34－1111

（平成19年３月９日掲示済）

奈良市告示第124号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第９条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第１項の規定により告示します。

平成19年３月９日

奈良市長　藤　原　　昭

１　移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

２　移動年月日

平成19年３月９日

３　移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成19年３月９日掲示済）

奈良市告示第125号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第１項の規定による指定自立支援医療機関として平成19年３月１日付けで次のとおり指定したので告示します。

平成19年３月９日

奈良市長　藤　原　　昭

医療機関名	所在地	主たる医師	担当する医療
西の京病院	六条町102－１	髙比　康臣	じん臓に関する医療

柏井クリニック	芝辻町四丁目13－３	柏井　浩三	じん臓に関する医療
メディカルプラザ薬師西の京	七条町95－１	吉岡　伸夫	じん臓に関する医療
済生会奈良病院	八条四丁目643	青山　秀雄	じん臓に関する医療
		杉本　和也	整形外科に関する医療
大倭病院	大倭町５番５号	大根田　豊	整形外科に関する医療
市立奈良病院	東紀寺町一丁目50－１	山本　聡	整形外科に関する医療
東大寺整肢園	雑司町406番地の１	横林　宜博	整形外科に関する医療
奈良公園中央病院	今小路町２	笹内　信行	整形外科に関する医療
奈良医療センター	七条二丁目789	三井　宜夫	整形外科に関する医療
大谷歯科医院	三条大路一丁目１－90　奈良セントラルビル３F	大谷　杉生	歯科矯正に関する医療
しみず矯正歯科クリニック	右京一丁目４－２　サンタウンひまわり館３F	清水美輝雄	歯科矯正に関する医療
西大寺・高橋矯正歯科	西大寺東町二丁目１－55　丸和西大寺ビル６階	高橋登史子	歯科矯正に関する医療
小山矯正歯科クリニック	大宮町一丁目１－28　メゾンプリメール海保ビル２F	小山　勲男	歯科矯正に関する医療
浜中矯正歯科クリニック	学園北一丁目１－１　ル・シェル学園前401	濵中　泰弘	歯科矯正に関する医療

（平成19年３月９日掲示済）

奈良市告示第126号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定により夢ヶ丘・星ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成19年３月９日

奈良市長　藤　原　　昭

1　規約の変更

規　約　の　変　更（区　域）	
変　更　前	変　更　後
都祁村針ヶ別所	奈良市針ヶ別所町
規　約　の　変　更（事務所）	
変　更　前	変　更　後
都祁村針ヶ別所	奈良市針ヶ別所町
規　約　の　変　更（規約の変更）	
変　更　前	変　更　後
都祁村村長	奈良市長

変更の年月日　平成17年４月１日

2　事務所及び代表者の変更（第１回）

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市針ヶ別所町351番地の10	奈良市針ヶ別所町214番地の６
代表者の氏名及び住所	奈良市針ヶ別所町351番地の10　峯川　真一	奈良市針ヶ別所町214番地の６　久住呂　英昭

変更の年月日　平成17年４月１日

3　事務所及び代表者の変更（第２回）

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市針ヶ別所町214番地の６	奈良市針ヶ別所町351番地の10
代表者の氏名及び住所	奈良市針ヶ別所町214番地の６　久住呂　英昭	奈良市針ヶ別所町351番地の10　峯川　真一

変更の年月日　平成19年１月14日

（平成19年３月９日掲示済）

奈良市告示第127号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の２の規定により告示します。

平成19年３月９日

奈良市長　藤　原　　昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		

株式会社ライフエール奈良店	奈良市朱雀三丁目５－４	地域密着型　夜間対応型訪問介護	平成19年３月１日
株式会社ライフエール	天理市中之庄町483		
酒井内科医院	奈良市南京終町一丁目193－５	居宅　訪問看護 居宅　居宅療養管理指導	平成19年３月12日 平成19年３月12日
酒井基成	奈良県奈良市南京終町一丁目193－５		
デイサービスセンターらくじ苑〝集い〟	奈良市八条五丁目437－11	居宅　通所介護 介護予防　通所介護	平成19年３月２日 平成19年３月２日
社会福祉法人楽慈会	奈良県奈良市南京終町13－４		
ショートステイらくじ苑	奈良市八条五丁目437－11	居宅　短期入所生活介護 介護予防　短期入所生活介護	平成19年３月２日 平成19年３月２日
社会福祉法人楽慈会	奈良県奈良市南京終町13－４		
優花訪問介護ステーション	奈良市若葉台一丁目７－１	居宅　訪問介護 介護予防　訪問介護	平成19年３月１日 平成19年３月１日
株式会社優花	奈良県奈良市若葉台一丁目７－１		
介護支援センター結	奈良市朱雀六丁目８－10	居宅　訪問介護 居宅　福祉用具貸与 居宅　特定福祉用具販売 居宅介護支援事業（介護計画作成） 介護予防　特定介護予防福祉用具販売	平成19年３月１日 平成19年３月１日 平成19年３月１日 平成19年３月１日 平成19年３月１日
株式会社イヤスコ	三重県鈴鹿市南若松町602		

（平成19年３月９日掲示済）

奈良市告示第128号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の２の規定により告示します。

平成19年３月９日

奈良市長　藤　原　　昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
介護支援センター結	奈良市朱雀六丁目８－10	介護予防　訪問介護 介護予防　福祉用具貸与	平成19年３月１日 平成19年３月１日
株式会社イヤスコ	三重県鈴鹿市南若松町602		

（平成19年３月９日掲示済）

奈良市告示第129号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項の規定において準用する同法第50条の２の規定により指定介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の２の規定により次のとおり告示します。

平成19年３月９日

奈良市長　藤　原　　昭

指定介護機関		休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
財団法人沢井病院ヘルパーステーション	奈良市船橋町８	居宅　訪問介護 介護予防　訪問介護	平成18年12月31日 平成18年12月31日
財団法人沢井病院	奈良市船橋町８		

（平成19年３月９日掲示済）

奈良市告示第130号

平成18年奈良市告示第164号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成19年３月12日

奈良市長　藤　原　　昭

次のよう省略

（平成19年３月12日掲示済）

奈良市告示第131号

平成18年奈良市告示第405号（日本脳炎予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成19年３月12日

奈良市長　藤　原　　昭

次のよう省略

（平成19年３月12日掲示済）

奈良市告示第132号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第９条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第１項の規定により告示します。

平成19年３月12日

奈良市長　藤　原　　昭

１　移動理由
　自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
２　移動年月日
　平成19年３月12日
３　移動対象区域
　近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成19年３月12日掲示済）

奈良市告示第133号

平成19年奈良市議会３月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第２項の規定により別紙のとおり公表します。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

平成19年３月12日

奈良市長　藤　原　　昭

１　平成18年度奈良市一般会計補正予算（第７号）
２　平成18年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算（第３号）
３　平成18年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第２号）
４　平成18年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
５　平成18年度奈良市老人保健特別会計補正予算（第３号）
６　平成18年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）
７　平成18年度奈良市福祉資金貸付金特別会計補正予算（第１号）
８　平成18年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第３号）
９　平成18年度奈良市宅地造成事業費特別会計補正予算（第１号）
10　平成18年度奈良市病院事業会計補正予算（第２号）

別紙

平成18年度奈良市一般会計補正予算（第７号）

平成18年度奈良市の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ390,969千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,471,345千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条　継続費の変更は、「第２表　継続費補正」による。

（繰越明許費）

第３条　地方自治法第213条第１項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第３表　繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第４表　地方債補正」による。

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		千円 52,778,621	千円 △550,000	千円 52,228,621
	1 市民税	27,222,385	△139,765	27,082,620
	2 固定資産税	19,363,801	△326,751	19,037,050
	3 軽自動車税	350,044	△6,008	344,036
	4 市たばこ税	1,852,169	△45,000	1,807,169
	5 特別土地保有税	67,464	△67,397	67
	7 事業所税	720,031	27,043	747,074
	8 都市計画税	3,193,514	7,878	3,201,392
6 地方消費税交付金		3,100,000	△200,000	2,900,000
	6 地方消費税交付金	3,100,000	△200,000	2,900,000
10 地方特例交付金		2,047,000	△247,858	1,799,142
	1 地方特例交付金	2,047,000	△247,858	1,799,142
11 地方交付税		11,853,643	782,542	12,636,185
	1 地方交付税	11,853,643	782,542	12,636,185
13 分担金及び負担金		1,152,912	△1,800	1,151,112
	1 分担金	6,446	△1,800	4,646
15 国庫支出金		13,581,780	76,149	13,657,929
	1 国庫負担金	10,976,081	△48,241	10,927,840
	2 国庫補助金	1,565,323	169,240	1,734,563
	4 国庫交付金	907,362	△44,850	862,512
16 県支出金		3,279,158	△82,246	3,196,912
	1 県負担金	2,321,411	△35,946	2,285,465
	2 県補助金	809,633	△46,300	763,333
17 財産収入		433,009	1,300	434,309
	1 財産運用収入	32,859	1,300	34,159
19 繰入金		2,965,514	3,082	2,968,596
	1 特別会計繰入金	1,236	3,082	4,318
22 市債		33,215,900	609,800	33,825,700
	1 市債	33,215,900	609,800	33,825,700
歳入合計		135,080,376	390,969	135,471,345

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		13,464,629千円	261,605千円	13,726,234千円
	1 総務管理費	9,672,593	261,720	9,934,313
	3 徴 税 費	1,290,350	△115	1,290,235
3 民 生 費		38,159,962	△70,691	38,089,271
	1 社会福祉費	15,589,187	91,385	15,680,572
	2 児童福祉費	12,117,435	△232,000	11,885,435
	3 生活保護費	10,380,892	69,924	10,450,816
4 衛 生 費		11,975,333	△161,245	11,814,088
	1 保健衛生費	1,611,131	△85,000	1,526,131
	2 保 健 所 費	2,459,972	10,655	2,470,627
	3 清 掃 費	6,460,402	△86,900	6,373,502
6 農林水産業費		603,561	△19,000	584,561
	1 農 林 費	603,561	△19,000	584,561
9 土 木 費		13,414,898	344,000	13,758,898
	2 道路橋梁費	2,545,241	45,000	2,590,241
	4 都市計画費	9,526,386	299,000	9,825,386
11 教 育 費		11,550,911	35,000	11,585,911
	2 小 学 校 費	2,101,810	35,000	2,136,810
14 諸 支 出 金		55,532	1,300	56,832
	2 財政調整基金	950	1,030	1,980
	4 減 債 基 金	43,876	270	44,146
歳 出 合 計		135,080,376	390,969	135,471,345

第２表 継続費補正

１ 変更分

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額
総務費	徴税費	固定資産路線価付設業務	120,000千円	平成18年度	25,000千円	115,500千円	平成18年度	24,885千円
				平成19年度	70,000		平成19年度	66,885
				平成20年度	25,000		平成20年度	23,730

第３表　繰越明許費

款	項	事業名	金額
２　総務費			101,720千円
	１　総務管理費	庁舎等施設整備事業	51,720
	２　企画費	文化振興施設整備事業	50,000
３　民生費			599,185
	１　社会福祉費	環境改善施設整備事業	18,900
		高齢者福祉施設整備事業	410,200
	２　児童福祉費	児童福祉施設整備事業	170,085
４　衛生費			235,790
	２　保健所費	保健所等施設整備事業	79,600
	３　清掃費	清掃施設整備事業	156,190
７　商工費			4,000
	１　商工費	中心市街地活性化基本計画策定経費	4,000
９　土木費			749,700
	２　道路橋梁費	道路橋梁維持補修経費	4,000
		道路橋梁新設改良事業	396,000
	３　河川費	河川堤防改修事業	32,500
	４　都市計画費	街路事業	280,300
	５　住宅費	公営住宅整備事業	36,900
11　教育費			438,500
	２　小学校費	小学校施設整備事業	438,500
合計			2,128,895

第４表　地方債補正

１　変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
庁舎等施設整備事業	27,500千円	89,700千円
清掃施設整備事業	426,900	340,000
土地基盤整備事業	114,600	104,900
道路事業	595,400	467,400
都市計画事業	2,222,300	2,483,900
義務教育施設整備事業	396,300	328,700
体育施設整備事業	41,000	50,200
退職手当	950,000	1,547,400
減税補てん	665,000	636,600
計	33,215,900	33,825,700

平成18年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算（第３号）

平成18年度奈良市の下水道事業費特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第１条　地方自治法第213条第１項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第１表　繰越明許費」による。

第１表　繰越明許費

款	項	事業名	金額
１　下水道事業費			593,000千円
	２　下水管渠費	下水管渠布設事業	593,000
合計			593,000

平成18年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第２号）

平成18年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,228千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ693,107千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補正額	計
２　諸収入		681,623千円	1,228千円	682,851千円
	１　雑入	681,623	1,228	682,851
歳入合計		691,879	1,228	693,107

歳　出

款	項	補正前の額	補正額	計
２　公債費		63,744千円	1,228千円	64,972千円
	１　公債費	63,744	1,228	64,972
歳出合計		691,879	1,228	693,107

平成18年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

平成18年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ122,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,763,172千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補正額	計
４　国庫支出金		8,045,549千円	50,700千円	8,096,249千円
	１　国庫負担金	6,493,401	30,600	6,524,001
	２　国庫補助金	1,552,148	20,100	1,572,248
５　療養給付費交付金		5,256,487	20,000	5,276,487
	１　療養給付費交付金	5,256,487	20,000	5,276,487

6　県　支　出　金		1,408,091	6,300	1,414,391
	2　県　補　助　金	1,265,391	6,300	1,271,691
7　共同事業交付金		1,684,600	45,000	1,729,600
	1　共同事業交付金	1,684,600	45,000	1,729,600
歳　入　合　計		29,641,172	122,000	29,763,172

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2　保険給付費		19,373,482千円	110,000千円	19,483,482千円
	1　給　付　諸　費	19,373,482	110,000	19,483,482
6　保健事業費		82,349	12,000	94,349
	1　保健事業費	82,349	12,000	94,349
歳　出　合　計		29,641,172	122,000	29,763,172

平成18年度奈良市老人保健特別会計補正予算（第３号）

平成18年度奈良市の老人保健特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ950,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,604,556千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1　支払基金交付金		15,676,973千円	509,754千円	16,186,727千円
	1　支払基金交付金	15,676,973	509,754	16,186,727
2　国庫支出金		8,011,756	293,496	8,305,252
	1　国庫負担金	8,000,164	293,496	8,293,660
3　県　支　出　金		1,950,140	73,374	2,023,514
	1　県　負　担　金	1,950,140	73,374	2,023,514
4　繰　入　金		2,015,684	73,376	2,089,060
	1　一般会計繰入金	2,015,684	73,376	2,089,060
歳　入　合　計		27,654,556	950,000	28,604,556

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2　医療諸費		27,379,517千円	950,000千円	28,329,517千円
	1　医　療　諸　費	27,379,517	950,000	28,329,517
歳　出　合　計		27,654,556	950,000	28,604,556

平成18年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）

平成18年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ136,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,279,600千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第213条第１項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4　市　　債		千円 323,000	千円 △136,000	千円 187,000
	1　市　　債	323,000	△136,000	187,000
歳　入　合　計		1,415,600	△136,000	1,279,600

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2　西大寺駅南地区土地区画整理事業費		千円 459,600	千円 △136,000	千円 323,600
	1　西大寺駅南地区土地区画整理事業費	459,600	△136,000	323,600
歳　出　合　計		1,415,600	△136,000	1,279,600

第２表　繰越明許費

款	項	事　業　名	金　額
2　西大寺駅南地区土地区画整理事業費			千円 10,000
	1　西大寺駅南地区土地区画整理事業費	西大寺駅南地区土地区画整理事業	10,000
3　ＪＲ奈良駅南地区土地区画整理事業費			64,000
	1　ＪＲ奈良駅南地区土地区画整理事業費	ＪＲ奈良駅南地区土地区画整理事業	64,000
合　計			74,000

第３表　地方債補正

１　変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
西大寺駅南地区土地区画整理事業	千円 288,000	千円 152,000
計	323,000	187,000

平成18年度奈良市福祉資金貸付金特別会計補正予算（第１号）

平成18年度奈良市の福祉資金貸付金特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ332千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,332千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補正額	計
１　繰越金		4,490千円	332千円	4,822千円
	１　繰越金	4,490	332	4,822
歳入合計		6,000	332	6,332

歳　出

款	項	補正前の額	補正額	計
１　福祉資金貸付事業費		6,000千円	332千円	6,332千円
	１　総務管理費	50	3,082	3,132
	２　貸付金	5,950	△2,750	3,200
歳出合計		6,000	332	6,332

平成18年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第３号）

平成18年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ88,920千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,902,532千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法213条第１項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補正額	計
３　国庫支出金		3,478,186千円	17,528千円	3,495,714千円
	１　国庫負担金	2,862,699	13,480	2,876,179
	２　国庫補助金	615,487	4,048	619,535
４　支払基金交付金		4,903,995	20,894	4,924,889
	１　支払基金交付金	4,903,995	20,894	4,924,889
５　県支出金		2,310,698	8,425	2,319,123
	１　県負担金	2,253,242	8,425	2,261,667
７　繰入金		2,635,415	42,073	2,677.488
	１　一般会計繰入金	2,595,653	26,521	2,622,174
	２　基金繰入金	39,762	15,552	55,314

歳 入 合 計	16,813,612	88,920	16,902,532

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		570,537千円	20,000千円	590,537千円
	1 総務管理費	371,406	20,000	391,406
2 保険給付費		15,741,356	67,400	15,808,756
	1 介護サービス等諸費	15,741,356	67,400	15,808,756
6 諸支出金		169,633	1,520	171,153
	1 償還金及び還付加算金	169,633	1,520	171,153
歳 出 合 計		16,813,612	88,920	16,902,532

第２表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 総 務 費			20,000千円
	1 総務管理費	介護保険システム改修経費	20,000
合 計			20,000

平成18年度奈良市宅地造成事業費特別会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条 平成18年度奈良市宅地造成事業費特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条 平成18年度奈良市宅地造成事業費特別会計予算（以下「予算」という。）第２条中「(1)土地売却量 芝辻町外 10,261.80㎡」を、「(1)土地売却量 芝辻町外 3,755.26㎡」に改める。

（収益的収入及び支出）

第３条 予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第１款 収益的収入	2,046,971千円	△1,773,984千円	272,987千円
第１項 売却収入	2,037,410千円	△1,773,984千円	263,426千円

支 出

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第１款 収益的支出	1,946,600千円	△1,250,677千円	695,923千円
第１項 収益的費用	1,946,600千円	△1,250,677千円	695,923千円

（重要な資産の取得及び処分）

予算第６条「重要な資産の処分は、次のとおりとする。」

「(1)処分する資産 土地 芝辻町外 3,755.26㎡」とする。

平成18年度奈良市病院事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条 平成18年度奈良市病院事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条 平成18年度奈良市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）

	収　　入		
第１款　病院事業収益	5,077,205千円	8,000千円	5,085,205千円
第２項　医業外収益	284,756千円	8,000千円	292,756千円
	支　　出		
第１款　病院事業費用	5,118,000千円	8,000千円	5,126,000千円
第１項　医業費用	5,097,397千円	8,000千円	5,105,397千円

（平成19年３月12日掲示済）

奈良市告示第134号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第９条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第１項の規定により告示します。

平成19年３月13日

奈良市長　藤　原　　昭

１　移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

２　移動年月日

平成19年３月13日

３　移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成19年３月13日掲示済）

奈良市告示第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年３月13日

奈良市長　藤　原　　昭

１　許可の年月日及び番号

平成19年２月６日　奈良市指令都整開第06A－52号

２　検査済証の交付年月日及び番号

開発行為　平成19年３月13日　第1043号

公共施設　平成19年３月13日　第459号

３　開発区域に含まれる地域

奈良市南紀寺町二丁目330番地の１

４　開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市紀寺町786番地

村井　俊文

５　公共施設の種類、位置及び区域

⑴　道路

奈良市南紀寺町二丁目330番地の１の一部

（平成19年３月13日掲示済）

奈良市告示第136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年３月13日

奈良市長　藤　原　　昭

１　許可の年月日及び番号

平成18年２月９日　奈良市指令都整開第05A－51号

平成18年11月21日　奈良市指令都整開第05A－51－１号

２　検査済証の交付年月日及び番号

⑴　開発行為　平成19年３月13日　第1042号

⑵　公共施設　平成19年３月13日　第458号

３　開発区域に含まれる地域

奈良市あやめ池南二丁目1197番地の４、1197番地の13、1197番地の14及び1197番地の15

４　開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府豊中市新千里西町一丁目１番４号

パナホーム株式会社

近畿環境開発支社　支社長　中山　幸一

大阪市北区堂島浜一丁目４番４号

ＭＩＤ都市開発株式会社

代表取締役社長　工藤　英之

５　公共施設の種類、位置及び区域

⑴　道路

奈良市あやめ池南二丁目1197番地の13、1197番地の14及び1197番地の15

⑵　公園

奈良市あやめ池南二丁目1197番地の４の一部

（平成19年３月13日掲示済）

奈良市告示第137号

奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年３月13日

奈良市長　藤　原　　昭

奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（平成14年奈良市告示第122号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「社会福祉法人等が」を削り、同条第３号中「社会福祉法人等が」の次に「行う」を加え、同条に次の１号を加える。

⑷　社会福祉法人等が行う地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金実施要綱（平成19年１月４日老発第0104001号厚生労働省老健局長通知。以下「市町村交付金実施要綱」という。）第２

⑹㋐に定める事業

第４条第１項に次の１号を加える。

⑸ 市町村交付金実施要綱に該当する場合

事業ごとに、市町村交付金実施要綱別表２⑵の第２欄に定める配分基礎単価と同表の第３欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額

第５条第１号中「国庫補助金要綱」を「第２条第１号に規定する事業については、国庫補助金要綱」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この告示は、平成19年３月13日から施行する。

（経過措置）

２ この告示による改正後の奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成18年度以後の年度から新たに補助を受ける事業に係る補助金について適用し、平成17年度以前の年度から補助を受けている事業に係る補助金については、なお従前の例による。

（平成19年３月13日掲示済）

奈良市告示第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年３月13日

奈良市長 藤 原 昭

１ 許可の年月日及び番号

平成18年４月25日 奈良市指令都整開第06A－６号

平成19年１月12日 奈良市指令都整開第06A－６－１号

平成19年２月19日 奈良市指令都整開第06A－６－２号

２ 検査済証の交付年月日及び番号

⑴ 開発行為 平成19年３月13日 第1044号

⑵ 公共施設 平成19年３月13日 第460号

３ 開発区域に含まれる地域

奈良市学園新田町2947番地の１の一部、3033番地の２の一部、3363番地の１、3363番地の２、3364番地、3365番地、3366番地、3367番地の一部、3369番地の一部、5051番地の１及び5051番地の３並びに学園緑ヶ丘三丁目5044番地の１、5046番地の３、5052番地の17の一部及び5052番地の25

４ 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法華寺町482番地

オオクニ商事株式会社

代表取締役 村上 治之

５ 公共施設の種類、位置及び区域

⑴ 道路

奈良市学園新田町2947番地の１の一部、3033番地の２の一部、3364番地の一部、3365番地の一部、3366番地の一部、3367番地の一部及び5051番地の３の一部並びに学園緑ヶ丘三丁目5046番地の３及び5052番地の17の一部

⑵ 歩行者用道路

奈良市学園新田町3033番地の２の一部及び5051番地の１

⑶ 管路敷地

奈良市学園新田町3367番地の一部及び3369番地の一部

⑷ 下水道

奈良市学園新田町2947番地の１の一部、3033番地の２の一部、3364番地の一部、3365番地の一部、3366番地の一部、3367番地の一部及び5051番地の３の一部並びに学園緑ヶ丘三丁目5046番地の３及び5052番地の17の一部

⑸ 公園

奈良市学園新田町3033番地の２の一部

⑹ 調整池

奈良市学園新田町3367番地の一部及び3369番地の一部

（平成19年３月13日掲示済）

奈良市告示第139号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第19条第１項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路（平城学園前線）を変更しましたので、同法第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により次のとおり告示し、同条第21条第２項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市計画部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成19年３月14日

奈良市長 藤 原 昭

変更に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路（平城学園前線）

（平成19年３月14日掲示済）

奈良市告示第140号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第19条第１項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路（三条線）を変更しましたので、同法第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第２項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市計画部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成19年３月14日

奈良市長 藤 原 昭

変更に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路（三条線）

（平成19年３月14日掲示済）

奈良市告示第141号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第９条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第１項の規定により告示します。

平成19年３月14日

奈良市長　藤　原　　昭

１　移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

２　移動年月日

平成19年３月14日

３　移動対象区域

ＪＲ奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成19年３月14日掲示済）

奈良市告示第142号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第２条の規定により公告します。

平成19年３月15日

奈良市長　藤　原　　昭

１　入札に付する事項

第10号市営住宅建替工事（Ａ－12工区）（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

⑴　平成18年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

⑵　本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

⑶　工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。

⑷　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑸　本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

３　設計図書等を示す日時及び場所

⑴　日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第３号）に規定する市の休日を除く。）の午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

⑵　場所

告示日から平成19年３月20日までは入札控室、同月22日以降は監理課窓口

４　入札の場所

奈良市役所入札室

５　入札の日時

別表のとおり

６　入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第４条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第２項第２号に該当する場合は、これを免除します。

７　入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

⑴　入札に参加する資格のない者のした入札

⑵　郵便、電報又はファクシミリ等による入札

⑶　入札書に記名押印のない入札

⑷　入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

⑸　入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

⑹　同一入札について入札者又はその代理人によりなされた２以上の入札

⑺　入札に関し談合等の不正行為をした者の入札

⑻　入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札

⑼　入札金額を訂正した入札

⑽　その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

８　入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年３月20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

９　入札参加資格の審査及び決定

⑴　審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

⑵　入札参加者の決定通知

平成19年３月22日までに入札参加申請者に通知します。

10　その他

⑴　その他の詳細は、入札者心得によります。

⑵　上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

⑶　問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目１番１号

奈良市総務部監理課工事入札係

電話　0742－34－4743

別表省略

（平成19年３月15日掲示済）

奈良市告示第143号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第９条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第１項の規定により告示します。

平成19年３月15日

奈良市長　藤　原　　昭

１　移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

２　移動年月日

平成19年３月15日

３　移動対象区域

近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成19年３月15日掲示済）

奈良市告示第144号

奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例（平成14年奈良市条例第51号）第７条第１項の規定により保存樹を指定したので、同条第５項の規定により次のとおり告示します。

平成19年３月15日

奈良市長　藤　原　　昭

18－001	樹木の名称	カキノキ（トヨカ柿）	本数	１本
	所在地	奈良市今小路町45－１		
	所（占）有者	日本料理　天平倶楽部 代表者　中塚　隆子		
18－002	樹木の名称	カヤ	本数	１本
	所在地	奈良市都祁馬場町590		
	所（占）有者	小東　昭一		

（平成19年３月15日掲示済）

監　　査

奈良市監査委員告示第３号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成19年３月８日

奈良市監査委員　吉　田　　肇
同　中　嶋　　肇
同　幾　田　邦　夫
同　米　澤　　保

まち美化推進課

監査結果公表日　平成18年12月27日（奈良市監査委員告示第16号）

措置結果通知日　平成19年２月27日

［監査の結果］	［措置の内容］
監査時において郵便切手の保有額が、年間使用額に対して多額であった。早急に必要額を精査し、物品の管理換等も含めた有効な事務処理をされたい。	現在の郵便切手の保有額のうち、あき地の適正管理指導等に使用する平成19年度から３年分を保有し、残りを必要とする部署に管理換をするため、平成19年２月16日付、奈環まち第１号により、管財課長に返納する旨を依頼した。 平成19年２月21日付で、管理換する切手を返納した。

学校教育課

監査結果公表日　平成17年12月27日（奈良市監査委員告示第12号）

措置結果通知日　平成19年２月28日

［監査の結果］	［措置の内容］
全国高等学校総合体育大会選手派遣補助、奈良市小学校体育大会委託及び奈良市中学校総合体育大会委託は、いずれも事業補助及び事業委託であるのに、事業実施日（大会日）から数ヵ月経過した日を事業完了日と設定されていた。 実施日からなるべく早い時期に完了日を設定されたい。	平成18年度奈良市小学校体育大会委託及び同奈良市中学校総合体育大会委託については、大会後の理事会終了後に、事業完了といたしました。 小学校体育大会 平成18年10月17日 事業完了日　平成18年11月20日 中学校体育大会 平成18年６月11日 事業完了日　平成18年７月25日 平成18年度全国高等学校総合体育大会選手派遣補助金については、平成18年７月から平成19年２月にかけて各大会が実施され、２月のスキー大会終了後に事業完了といたしました。 スキー大会終了 平成19年２月６日 補助事業完了日 平成19年２月16日

（平成19年３月８日掲示済）

公 営 企 業

奈良市水道局告示第６号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第７号）第４条第１項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成19年３月８日

奈良市水道事業管理者
中　尾　一　郎

名　称	代表者氏名	所　在　地	指定日
株式会社今福設備工業	代表取締役 今福　章二	奈良県御所市大字柳原118番地の１	平成19年２月27日

（平成19年３月８日掲示済）

教育委員会

奈良市教育委員会訓令甲第１号

庁内一般
関係各所

奈良市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年３月６日

奈良市教育委員会
教育長　中　尾　勝　二

奈良市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会職員服務規程（平成５年奈良市教育委員会訓令甲第３号）の一部を次のように改正する。

本則中「助役」を「副市長」に改める。

附　則

この訓令は、平成19年４月１日から施行する。

（平成19年３月６日掲示済）

奈良市教育委員会告示第４号

奈良市文化財保護条例（昭和53年奈良市条例第７号）第４条の規定により、平成19年３月６日付で奈良市指定文化財を指定したので、同条例第９条の規定に基づき告示します。

平成19年３月６日

奈良市教育委員会
委員長　植　松　滋　子

分類	件　　名	数量	所有者・所在地	備　考
絵画	絹本著色渡宋天神像	１幅	菅原天満宮 奈良市菅原町518	室町時代
歴史資料	嘉永七年六月大地震関係資料 （「大地震難渋日記」・「地震帳」）	２冊	「大地震難渋日記」　１冊 石打自治会 奈良市月ヶ瀬石打2375－２ 「地震帳」　１冊 今西信博 奈良市月ヶ瀬月瀬242	江戸時代
天然記念物	小倉八柱神社社叢		八柱神社 奈良市小倉町291の一部	

（平成19年３月６日掲示済）

奈良市教育委員会告示第５号

次のとおり奈良市指定文化財の指定の一部を改正します。

平成19年３月６日

奈良市教育委員会
委員長　植　松　滋　子

告示番号	件　　名	
	変更前	変更後
昭和58年４月15日教育委員会告示第２号	田原中之庄天神社の森	田原中之庄天神社社叢
昭和60年３月８日教育委員会告示第３号	水越神社社そう	水越神社社叢
平成元年３月８日教育委員会告示第３号	養天満宮社そう	養天満神社社叢
平成３年４月12日教育委員会告示第３号	興隆寺町八坂神社社そう	興隆寺町八坂神社社叢

（平成19年３月６日掲示済）

奈良市教育委員会告示第６号

奈良市立狭川幼稚園は、平成19年４月１日から平成20年３月31日までの間、休園します。

平成19年３月６日

奈良市教育委員会
委員長　植　松　滋　子

（平成19年３月６日掲示済）

奈良市教育委員会告示第７号

奈良市立小学校通学区域について（平成８年奈良市教育委員会告示第４号）の一部を次のように改正する。

平成19年３月６日

奈良市教育委員会
委員長　植　松　滋　子

登美ヶ丘小学校通学区域の部分中「中登美ヶ丘四丁目」の次に「、中登美ヶ丘六丁目」を加え、富雄第三小学校通学区域の部分中「帝塚山中町」の次に「、帝塚山西一丁目、帝塚山西二丁目」を加える。

附 則

この告示は、平成19年３月６日から施行する。

（平成19年３月６日掲示済）

奈良市教育委員会告示第８号

奈良市立中学校通学区域について（平成８年奈良市教育委員会告示第５号）の一部を次のように改正する。

平成19年３月６日

奈良市教育委員会
委員長 植 松 滋 子

登美ヶ丘北中学校通学区域の部分中「中登美ヶ丘四丁目」の次に「、中登美ヶ丘六丁目」を加える。

附 則

この告示は、平成19年３月６日から施行する。

（平成19年３月６日掲示済）

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第６号

平成19年３月２日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第１項及び第75条第１項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第４条第１項及び第５条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の１の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第４条第11項、第５条第15項及び第61条第11項に規定する選挙権を有する者の総数の６分の１の数並びに地方自治法第76条第１項、第81条第１項及び第86条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の３分の１の数は、次のとおりです。

平成19年３月２日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

50分の１の数 6,030人
６分の１の数 50,249人
３分の１の数 100,497人

（平成19年３月２日掲示済）

奈良市選挙管理委員会告示第７号

平成19年３月２日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第１項に規定する各選挙区における選挙権を有する者の総数の３分の１の数は、次のとおりです。

平成19年３月２日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

奈良選挙区 98,251人
月ヶ瀬選挙区 510人
都祁選挙区 1,737人

（平成19年３月２日掲示済）

奈良市選挙管理委員会告示第８号

平成19年３月21日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成19年３月22日午前８時30分から午後５時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成19年３月２日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目１番１号
奈良市役所 北棟３階
選挙管理委員会事務局内

（平成19年３月２日掲示済）

奈良市選挙管理委員会告示第９号

平成19年３月29日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成19年３月30日午前８時30分から午後５時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成19年３月２日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目１番１号
奈良市役所 北棟３階
選挙管理委員会事務局内

（平成19年３月２日掲示済）

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第４号

奈良市農業委員会平成19年３月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第４号）第３条第１項の規定により告示します。

平成19年３月６日

奈良市農業委員会
農地部会長 奥 谷 勝 紀

記

１ 日時
平成19年３月14日（水）午前９時
２ 場所
奈良市二条大路南一丁目１番１号
奈良市役所 北棟５階 第21会議室
３ 審議案件
⑴ 農地法（昭和27年法律第229号）第３条、第４条及び第５条に関する許可申請及び届出について
⑵ 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認

について
⑶　農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による農用地利用集積計画について
⑷　農地法第20条第６項の規定による通知の受理について
⑸　農地法第25条第２項の規定による通知の受理について
⑹　知事許可について（２月許可分）
⑺　非農地証明について（２月分）

（平成19年３月６日掲示済）